



福祉委員 Q & A



あいさつ運動キャラクター
あいちゃん

Q : 福祉委員の任期は何年ですか。

A : 2年です。ただし、再任は妨げません。

Q : 福祉委員の報酬はあるのですか。

A : ボランティアですので、報酬はありません。

Q : 福祉委員は区でどのように選任すればいいですか。

A : 福祉委員の役割は、地域での福祉活動を推進することにあります。そのため地域の困りごと等を把握でき、継続的に地域活動に参加できる方を区から選任してください。

Q : 福祉委員と民生委員児童委員の違いは何ですか。

A : 民生委員児童委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱されています。福祉委員は、いち住民の立場として活動し、社会福祉協議会からの委嘱となります。しかし、福祉委員も民生委員児童委員も、地域の福祉活動を推進する役割を担っており、活動内容、活動対象者に違いはなく、互いに相談し協力して、身近な地域の困りごと等の解決に向けた活動を行います。

豊岡市社会福祉協議会 中央センター

〒669-5305 豊岡市日高町祢布 891-2

電話 : 0796-43-1333 FAX : 0796-42-6300

Email: info@toyooka-wel.jp

豊岡地区センター

豊岡市城南町 23-6

電話 (23) 2573

FAX (24) 4511

toyooka@toyooka-wel.jp

城崎地区センター

豊岡市城崎町湯島 625-9

電話 (32) 4503

FAX (32) 2940

kinosaki@toyooka-wel.jp

竹野地区センター

豊岡市竹野町須谷 1478

電話 (47) 1423

FAX (47) 1878

takeno@toyooka-wel.jp

日高地区センター

豊岡市日高町祢布 891-2

電話 (42) 0100

FAX (42) 4731

hidaka@toyooka-wel.jp

出石地区センター

豊岡市出石町福住 1302

電話 (52) 3024

FAX (52) 5716

izushi@toyooka-wel.jp

但東地区センター

豊岡市但東町出合 433-1

電話 (54) 0181

FAX (54) 0182

tanto@toyooka-wel.jp

福祉委員 活動の てびき

表題字は『城崎小学校子ども福祉委員』
のみなさんによる作品です

豊岡市社会福祉協議会

福祉委員

地域の
アンテナ役!!

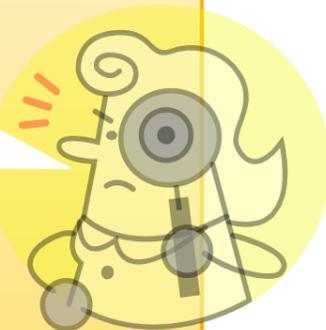


福祉委員ってなに!?

近年、少子高齢化や核家族化の進行、家庭機能や生活習慣の変化などにより、地域住民のつながり、関係が希薄になってきています。住民が抱える福祉課題も多様化してきており、公的なサービスだけでは解決することが難しくなっています。

実際に、身近な地域には、どのような困りごとがあるのでしょうか!?

- ・足腰が悪くなって、買い物やゴミ出しがしづらくなった。
- ・認知症の高齢者が、不安そうな表情で地域内を歩いている。
- ・地域行事が減って、住民の交流が少なくなっている。
- ・地域で子育てについて相談できる相手がいない。
- ・地域に出かける場所がなく、引きこもりがちになっている。等々



この様に身近な地域には様々な困りごとがあり、これらの困りごとについて住民同士が一緒になり、解決に向けて取り組むために「福祉委員」の活動がますます重要となります。

1. 福祉委員とは!?

役割

★福祉委員とは、身近な地域の困りごとや、生活しづらさを感じている住民の立場にたち、地域の課題として考え、解決に向けて活動を行います。

適任者

★地域の困りごとや、変化等にいち早く気づくことができ、積極的に活動できる方が福祉委員として適任です。

地域住民との関係

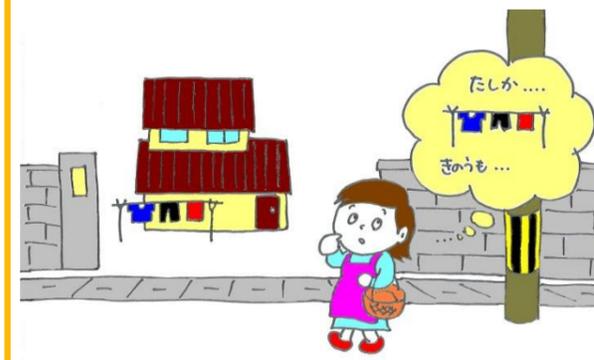
★地域で発見した困りごとを住民と共有し、協力を得ながら解決に向けて取り組みます。

2. 福祉委員の主な活動とは!?

1. 地域の困りごとの発見

高齢者・障がい者がいる世帯、子育て中の世帯等、地域で気になる方に目を向け、何か変化がないか気かけます。

地域の困りごとの早期発見が、福祉委員のもっとも重要な役割となります。



2. 地域活動への参画・協力

困りごとの把握や、解決に向けた働きかけを行うには、日頃からの地域とのつながりが重要です。そのため、ふれあいいきいきサロンや地域行事に、積極的に関わることが大切です。



3. 地域の協力者の発掘

身近な地域の困りごとへの対応は、一人では何もかもできるわけではありません。

見守り・声かけ活動やふれあいいきいきサロン等の地域での活動を行うには、住民の理解と協力が必要です。地域の困りごとを共有することで、住民の協力を図り、住民による協力の輪を広げることが大切です。



4. 地域の困りごとの共有・検討

発見された困りごとを、住民同士で共有し、解決に向けた活動について話し合い等を行い、支え合いの地域づくりを進めます。

また、地域だけでは解決が難しい困りごとについては、社会福祉協議会や高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センター等へつなぎ、一緒に解決に向けた活動を行います。

